6　協会員が登録換えの申請をしたときであって、主たる営業所等を異なる都道府県へ変更するときは、当該申請又は届出を受理した支部は、本部を経由して新たに営業所等が所在することになる支部に対して、その旨を書面により通知しなければならない。

7　本部及び支部は、協会員情報のうち、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）第２条第１項に定める「個人情報」が含まれる場合には、法令等に基づき、当該「個人情報」の適切な保護に努めるものとする。

（会員名簿）

第７条　会員名簿は、定款施行規則第２条に定める項目について、前条に定める協会員情報に基づき、毎年度末日を基準日として、本部が作成するものとする。

2　本部は、会員名簿を作成するに当たって、あらかじめ協会員に対して、本部が管理する当該協会員に係る協会員情報の瑕疵の有無について確認を求めることができる。

3　前項の規定に基づき確認を求められた協会員は、これに協力しなければならない。

第４章　協会員等の責務

（秘密情報の目的外利用の禁止）

第８条　協会員若しくは協会員であった者又は本協会に加入しようとする者（以下「協会員等」という。）は、本協会が提供する情報・サービスのうち、協会員及び本協会に加入しようとする者に限定して提供する秘密情報を自らの貸金業務の範囲内においてのみ利用し、目的外で利用してはならない。

2　前項の秘密情報とは、協会ホームページの協会員専用サイトのログインＩＤ及びパスワード並びにこれらを使用して入手した協会員専用サイト内のコンテンツ（社内規則策定ガイドライン（規程記載例）等）及び同ガイドラインを利用し作成した社内規則のほか、本協会が協会員及び本協会に加入しようとする者に限定して提供したすべての情報をいう。

3　協会員等は、貸金業登録手続（新規・更新）に際して、行政書士その他の専門家に手続を依頼し、秘密情報を当該専門家に開示等する場合には、当該専門家に第１項の趣旨を理解させ、第１項と同様の義務を課すものとする。

4　第１項で禁止される事項には、協会員等が貸金業登録手続（新規・更新）をしようとする第三者（協会員等の子会社等関係会社を含む。）に対して、協会と同種のサービスの提供を目的とした利用が含まれるものとする。

5　協会員等は、その従業員に対して本条の義務の遵守を徹底するものとする。

（資料の提出）

第９条　協会員は、本協会が行う統計・集計分析等の業務のために必要な資料の提出を求められた場合は、これに協力するものとする。

第５章　退会等

（退会等に関する手続）

第10条　本協会を退会しようとする協会員は、別に定める退会申請書を作成し、本部に提出するものとする。

2　退会申請書を受理した本部は、当該退会申請書を速やかに理事会に提出するものとする。

3　本部は、理事会が協会員の退会を承認したとき若しくは承認しないことを決議したときは、その旨を当該協会員に対して通知するものとする。

（廃業等）

第11条　支部は、当該支部に所属する協会員が、法第10条に定める廃業等の届出をしたことを知ったときは、これを速やかに本部に通知しなければならない。

2　前項の規定は、法第３条の規定により協会員が登録の効力を失った場合、又は法第６条の規定により登録を拒否された場合も同様とする。

第６章　雑則

（提出書類の提出先）

第12条　定款、定款施行規則及び本規則の規定に基づき、協会員が本協会に申請、届出又は報告等関係書類を提出しようとする場合には、本部に提出することとされている書類を除き、その主たる営業所等の所在地を管轄区域に含む支部に提出するものとする。

（協会員でない貸金業者に関する管理）

第13条　本部は、本協会に加入していない貸金業者について、本協会への加入の促進を図る目的等から、法第９条の規定に基づき一般の閲覧に供されている貸金業者登録簿に登録された事項のうち必要な事項について、第６条に定める協会員情報と同様に管理するものとする。

2　前項に規定する貸金業者の主たる営業所等の所在地を管轄区域に含む支部は、前項に定める事項について変更が生じたと認めたときは、これを変更するものとする。

3　本部及び支部は、第１項に定める事項に、個人情報保護法第２条第１項に定める「個人情報」が含まれる場合には、法令等に基づき、当該「個人情報」の適切な保護に努めるものとし、本協会を退会した貸金業者についても、同様とする。

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年８月１日から改正施行する。（令 7. 7.16　第４回理事会決議）

改正条項等は次のとおり。

「協会員管理規則」を「協会加入等に関する規則」に名称変更。

第４章を新設。以降の章項を順次繰り下げ。

第１条、第２条（新設）、旧第２条削除、第３条第１項乃至第３項、第５項乃至第６項、第７項（移記）、第４条第１項、第５条第１項乃至第２項、第６条第１項、第３項乃至第７項、旧同条第６項（削除）、旧第７条（削除）、第８条（新設）、第10条第１項、第12条（新設）、第13条第２項乃至第３項。

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年九月二十二日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

定款の施行に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、定款第７条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。

（協会員名簿の公開）

第２条　本協会は、協会員の商号、名称又は氏名及び住所、法人である場合においてはその代表者の氏名、その他必要と認める事項を記載した協会員名簿を作成し、協会員及び公衆の縦覧に供する。

（会員権の承継）

第３条　定款第９条第３項に規定する会員権の承継に関する事項は、次の各号の一に該当する場合とする。

⑴　法人である会員が合併した場合において、その合併により存続し、又は新設される法人が貸金業者であるとき。

⑵　個人である会員が死亡した場合において、貸金業法（昭和58年法律第32号。「以下「法」という。」）第10条第３項の規定により相続人が貸金業者とみなされたとき及び当該相続人が貸金業登録を受けたとき。